

シンガポールにおける地域統括拠点誘致政策

(2024年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 各種優遇税制インセンティブと義務の内容	1
1. 地域・国際統括本部（Regional / International Headquarters : RHQ / IHQ）	1
2. パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive : PC）	2
3. 開発拡張インセンティブ（Development and Expansion Incentive : DEI）	3
4. 投資控除（Investment Allowance : IA）	4
5. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度（Finance and Treasury Centre Incentive : FTC）	4
6. グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme : GTP）	5
7. 研究開発（Research and Development, R&D）に係る優遇税制	6
II. 関連税制	8
1. 国際化における二重控除（Double Tax Deduction for Internationalisation : DTDi）	8
2. 国外からの配当、ロイヤルティ、利子および役務提供収入に対する課税内容と運用状況.....	9
3. 国外への配当、ロイヤルティ、利子および役務対価支払いに対する源泉課税内容と申告手続き および運用状況	9
4. 二国間租税条約	10
5. キャピタルゲインへの課税制度の内容	11
6. 優遇税制の動向	12

シンガポールの地域統括拠点誘致政策

I. 各種優遇税制インセンティブと義務の内容

1. 地域・国際統括本部（Regional / International Headquarters : RHQ / IHQ）

グローバル本社機能または地域統括機能を有するシンガポール企業は、パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive）や開発拡張インセンティブ（Development and Expansion Incentive : 以下、「DEI」）の認定を、経済開発庁（Economic Development Board : 以下、「EDB」）より受けることにより、地域・国際統括機能から生じる所得に対して、優遇税率が適用される。

シンガポールの経済発展への貢献や技術革新に繋がる大規模な投資をする世界トップ企業は、パイオニア・インセンティブまたは DEI の認定申請ができる。シンガポールにおいて統括業務を実施することを約束する企業に対しては、パイオニア・インセンティブまたは DEI の認定に加えて、国際統括本部（International Headquarters Award, IHQ）ステータスが付与される。

当該インセンティブの適用を受けるためには、質的基準と量的基準の両方の要件を満たす必要がある。技能、専門知識、経験を要する雇用創出、経済効果を創出する事業支出総額、技術や知識、ノウハウといった能力向上のコミットメントが求められている。製造関連プロジェクトの場合、工場、建物や機械設備への固定資産投資額も考慮される。認定の判断は、シンガポールにおける経済活動の発展と持続可能な計画の内容などの基準により行われる。

パイオニア・インセンティブまたは DEI に認定された企業は、実績評価のため、定期的に EDB に進捗報告書を提出しなければならない。会計上、非適格活動と適格活動とは区別して帳簿を作成することが求められている。非適格活動から生じる所得はインセンティブの対象外となる。適用要件を満たせずインセンティブが失効し、優遇税率が適用されなくなった場合には、通常の法人税率で再計算した法人税額を納付することになる。

当該認定を受けたシンガポール企業は、移転価格ガイドラインに従って、独立企業間価格で取引を行うことになっている。移転価格文書の作成免除要件を満たさない場合には、移転価格文書を作成、保管し、要請を受けた場合には、税務当局に提出する義務がある。

2. パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive : PC)

パイオニア・インセンティブは、特定製品の製造奨励および以下の特定サービスの発展を目的とした制度である。

- ・実験、コンサルティング、研究開発活動といったエンジニアリングやテクニカル・サービス
- ・コンピュータに基づく情報およびその他のコンピュータ関連サービス
- ・産業デザインの開発や製作
- ・その他の特定サービスや活動

パイオニア・インセンティブの認定を受けた企業には、法人税の免税措置が適用される。パイオニア・インセンティブは、原則として政府の裁量により付与されるものであるため、パイオニア・インセンティブの認定については決まった基準がなく、交渉を通じて認定の判断が行われる。EDB は、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニア・ステータスの付与を判断している。認定を受けた企業に対しては、EDB からパイオニア証明書 (Pioneer Certificate) が発行される。

パイオニア・インセンティブの要件を満たすためには、企業はシンガポールで普及している技術、ノウハウと比較してかなり最先端の技術を導入しなければならない。また、経済貢献に大きく寄与する大規模で革新的な事業活動を行う必要がある。

パイオニア企業 (Pioneer Industries)

パイオニア・インセンティブの対象となる製品 (パイオニア製品) に係る事業から生じた所得は、パイオニア製品の製造開始日から 5 年～最長 15 年、法人税が免税とされる。

パイオニア企業の認定を受けている企業で、免税所得の計算における主な留意点は、以下のとおりである。

1. 非パイオニア製品事業が黒字の場合
 - ・非パイオニア製品事業 < 5% の場合、非パイオニア製品事業の所得は 5% とみなす。
 - ・非パイオニア製品事業 ≥ 5% の場合、実際の非パイオニア製品事業の所得が課税対象となる。
2. 非パイオニア事業が赤字の場合には、欠損金はパイオニア事業と相殺する。
3. パイオニア事業が赤字の場合には、欠損金はパイオニア事業と相殺する。

パイオニア・インセンティブの適用期間中に、パイオニア製品に係る事業から生じた税務上の欠損金は、同期間中に生じた利益と相殺することになっている。パイオニア適用期間が終了した時点で未控除の欠損金がある場合、所得税法の第 37 条に基づき、パイオニア適用期間が終了した後に生じる利益と相殺することが認められている。未控除の税務上の減価償却費についても同様の取り扱いとなっていて、所得税法の第 23 条に基づき、パイオニア適用期間が終了した後に生じる利益と相殺することが認められている。

パイオニアサービス企業 (Pioneer Service Companies)

パイオニア・インセンティブの対象となるサービス（パイオニアサービス）に係る事業から生じた所得は、パイオニアサービスの開始日から5年間から最長15年間、法人税が免税とされる。免税所得の計算における主な留意点は、上述のパイオニア企業と同様となっている。

認定機関：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート II およびパート III

認定期限：2028年12月31日

[参考]

EDB: [Learn about our Incentives & Schemes for Businesses](#)

3. 開発拡張インセンティブ (Development and Expansion Incentive : 以下、「DEI」)

パイオニア・インセンティブの認定を過去に受けていた企業やパイオニア・インセンティブの認定を受けられなかった企業を対象とする制度で、DEI の認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。

認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。なお、この DEI の一部として、国際統括本部の優遇税制 (International Headquarters Award : IHQ Award) や知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive: IDI) といった各種優遇措置が与えられているように、EDB の裁量による対象範囲が広い制度であると言える。

認定を受けた企業は、各賦課年度における適格事業所得のうち、優遇措置の適用開始日の直前3年間における適格所得の平均年間所得を超える所得について、最長10年にわたり、5%または10%の軽減税率が適用される。適用期間の延長については、原則として、各延長期間は5年以内で、延長通算で最長20年まで認められている。なお、2012年2月29日以降に、DEI の認定を受けた企業、または DEI の適用期間の延長が認められた企業は、11年目以降の適用期間については、その直前の優遇税率に0.5%を加算した税率が適用される。当該税率の適用期間は、10年以内で、かつ、延長が認められた場合には、通算で最長40年以内の期間となる。

認定機関：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート IIIB

認定期限：2028年12月31日

[参考]

EDB: [Learn about our Incentives & Schemes for Businesses](#)

4. 投資控除 (Investment Allowance : IA)

投資控除はパイオニア・インセンティブの代替となるものであり、製造業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクトなどを対象とする優遇措置である。本優遇措置では、EDB が合意した期間内（5年未満）における工場建物（土地を除く）、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の税務上の減価償却（Capital Allowance）100%に加え、適格設備投資の100%を超えない範囲で認定された金額について、追加控除が認められる。投資控除はプロジェクトごとに適用期間が異なり、最長で2028年12月31日までだが、温室効果ガス排出抑制設備の投資控除制度の適用期間は2026年12月31日までである。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート8

5. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度 (Finance and Treasury Centre Incentive : 以下、「FTC」)

FTC は、国際的に事業展開している企業に対する、シンガポールを拠点とした域内の財務・資金調達活動の奨励を目的としている。FTC として認定された企業は、認定されたネットワーク企業に提供する適格 FTC サービス、適格 FTC 活動から生じた所得に対して 8% の軽減税率が適用される。適格活動または適格サービスに使用されることを条件として、FTC はシンガポール国外の銀行、銀行以外の金融機関、ネットワーク企業からの借り入れに対する利息支払時の源泉税が免除される。

FTC インセンティブの適用期間は 5 年間だが、FTC 活動または FTC サービスをさらに拡大する場合には、適用期間が延長される可能性がある。FTC は、適用期間中、非適格活動に関して適格活動とは別の帳簿を作成することになっている。非適格活動から生じた所得は、優遇税率の対象外となる。

FTC インセンティブの適用を受けるためには、シンガポールで一定規模以上の活動を行い、戦略的な機能を持つ必要がある。主な活動としては、現金や資金流動性の管理、認定されたネットワーク企業への財務アドバイザーサービスの提供、利息、外国為替、資金の流動性、信用リスク、全体的な事業計画、投資に関する調査および分析が挙げられる。認定されたネットワーク企業の定義は次のとおりである。

- FTC として認定された企業が、直接的または間接的に、発行株式総数の 25% を保有している企業
- FTC として認定された企業の発行株式総数の 25% を、直接的または間接的に保有している企業

FTC として申請する企業は、計画されている FTC の運営について、量的基準、質的基準の両方から審査される。技能、専門的な知識と経験を要する雇用創出、経済効果を生み出す事業支出総額、適格サービスおよび適格活動に関する FTC 業務の規模などが、総合的に考慮される。政府は、FTC が専門家サービスや金融セクターにおけるパートナーとの協業により、業務遂行能力を高めることを奨励して

いる。FTC は、シンガポールにおいて製造、R&D、または一連の統括活動を行う企業の一部を構成しており、FTC の従業員数は 10 人、年間事業支出総額は 350 万シンガポール・ドル（以下、S ドル）程度の規模が目安とされている。

FTC に認定された企業は、実績評価の目的で、EDB に対して定期的に進捗報告書を提出しなければならない。FTC の要件を満たさない場合には、インセンティブが取り消され、関連する恩典を受けられなくなる。FTC に認定された企業は、移転価格ガイドラインに従って、独立企業間価格で取引を行わなければならない。移転価格文書の作成免除要件を満たさない場合には、移転価格文書を作成、保管し、要請を受けた場合には、税務当局に提出する義務がある。

認定機関：EDB および MAS

関連法：所得税法 43E 項

適用期間：2026 年 3 月 31 日まで

[参考]

EDB: [Learn about our Incentives & Schemes for Businesses](#)

6. グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme：以下、「GTP」）

シンガポール政府は、国際貿易に従事し健全性を有する企業がシンガポールに貿易拠点を設置することを歓迎している。GTP に認定された企業は、次の所得に対して、優遇税率の 5%または 10%が適用される。

- ・特定のコモディティ商品の現物取引から生じた所得
- ・コモディティ商品のデリバティブ取引から生じた所得
- ・適格仕組み商品の資金調達活動、財務活動、または M&A アドバイザリーサービスから生じた所得

当該認定を受けるためには、シンガポール企業は、国際貿易の特定商品の現物取引において、供給が需要に合うように取引フローを管理し、取引を成立させるといった重要な意思決定を行う権限を有すること、主契約者としての権利を有し商業上のリスクを負うこと、必要な技能を持った十分な人数の従業員を雇用すること、が求められている。また、リスク管理を行い、広範囲な商取引および流通ネットワークと実績があることも要件となっている。シンガポールで、エネルギー、化学品、金属、鉱物、農産物、消費材、産業製品および電子製品などの多品種の製品を扱う企業は、本制度の申請資格を持つ。

GTP として認定されるためには、シンガポールで実質的な業務を行い、雇用および国内支出額といった量的基準を満たさなければならない。また、コンプライアンス、リスク管理、財務管理、デリバティブ管理、物流管理といった戦略的機能も有する必要がある。シンガポールの銀行、金融インフラ、物流、調停やその他の支援サービスを積極的に活用し、人材資源開発に貢献しなければならない。

認定機関：Enterprise Singapore

関連法：所得税法 43I 項

認定期限：2026 年 3 月 31 日

[参考]

Enterprise Singapore: [Global Trader Programme](#)

7. 研究開発（Research and Development, R&D）に係る優遇税制

R&D 活動に係る費用は、原則として、資本的支出に該当するため、所得税法第 14 条に基づく経費控除（損金算入）は認められていない。シンガポールで R&D を行い、R&D 活動の受益者である企業による人材育成と革新的な技術力確立を奨励する目的で、適格 R&D に対して優遇税制が導入されている。自社で R&D 活動を行うか、または、R&D サービス提供会社に外注する場合に適用対象となる。

R&D 優遇税制の適用を受けるためには、事前申請の必要はなく、法人税の確定申告の際に提出する税務計算書に適格 R&D の費用控除を反映させ、所定の R&D 費用控除の申請用紙を提出する。IRAS は提出された情報に基づいて審査を行い、必要な場合には追加情報の提出を要請する。1,500 万 S ドル以上の R&D 費用が見込まれる大規模で複雑な R&D プロジェクトを対象として、プロジェクト開始前、またはプロジェクト実行中に R&D 費用控除の可否を IRAS に事前に確認できる制度が導入されている。

適格 R&D プロジェクトは、次の三つすべての要件を満たさなければならない。

- ・目的が、新しい知識の習得、新製品または新プロセスの創造、既存製品または既存プロセスの改善であること。
- ・シンガポール初の試み、または専門家が簡単には解決できない技術的リスクを伴うこと。
- ・科学または技術分野における組織的な調査および実験による研究であること。

次のような活動は、適格 R&D 活動には該当しない。

- ・品質管理または素材、デバイス、製品の定型的なテスト
- ・社会科学や人文学の研究
- ・効率性調査や経営研究
- ・市場調査や販売促進
- ・素材、デバイス、製品、プロセスや生産方法の定型的もしくは様式的な変更

適格 R&D 活動は、自社で行う場合、R&D サービス提供者に外注する場合、費用負担契約に基づいて R&D 活動に参加する場合の三つの方法がある。いずれの場合も、企業が適格 R&D 活動の受益者であることが、R&D 費用控除の適用要件となっており、費用控除可能額は、次のとおりである。

1) すべての R&D 活動がシンガポール国内、または、シンガポール国外で行われる場合

- ・ R&D 活動をシンガポールで自社で行う場合は、100%費用控除に加えて、適格人件費および消耗品の実際支出額に対しては 150%の追加控除が認められる。
- ・ R&D 活動をシンガポールの外注先に委託する場合、または費用分担契約による場合は、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ 事業に関連する R&D 活動をシンガポール国外で行う場合は、100%の費用控除が認められる。

2) R&D 活動の一部がシンガポール国内で、一部がシンガポール国外で行われる場合

- ・ シンガポールで自社が行う R&D 活動の費用については、100%費用控除に加えて、適格人件費および消耗品の実際支出額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポールの外注先に委託した R&D 活動の費用、または費用分担契約による費用については、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポール国外で行う R&D 活動の費用については、100%の費用控除が認められる。

3) 費用分担契約に基づく適格 R&D 活動

分担した費用の 100%費用控除に加えて、シンガポール国内で行う R&D 活動部分に関しては、以下のとおり追加控除が認められる。

- ・ シンガポール国内で行う R&D 活動部分の費用については、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポール国外で行う R&D 活動部分の費用については、100%の費用控除が認められる。

なお、2018 賦課年度から R&D 費用分担契約に係る費用控除の要件が緩和され、事業関連要件が廃止された。

2018 年には、520 社ほど（そのうち 85%は中小企業）が、R&D 費用控除を申請し、中小企業による R&D 申請のうち約 80%は R&D 費用控除が認められた。

2023 年の税制改正で、企業技術革新スキーム（Enterprise Innovation Scheme、EIS）が導入され、研究開発（R&D）が適格活動の一つとなっている。EIS の導入により、上記の 150%の追加控除の対象となる適格 R&D 費用に対し、1 賦課年度あたり 40 万 S ドルを上限として、さらに 150%の追加控除（強化控除）が認められることになり、合計 400%の所得控除に拡張された。40 万 S ドルを超える部分については、引き続き 250%の所得控除が適用される。なお、150%の追加控除に適用される既存の基準や条件が EIS による強化控除にも適用される。また、各賦課年度につき、所得控除の代わりに、五つのカテゴリーの EIS 適格活動の支出合計のうち 10 万ドルを上限として、20%相当額で、現金支給（上限は 2 万 S ドル）を選択することができる。

現金支給を選択できる事業者は、シンガポールで事業を営み、対象の YA の基準期間（事業年度）中に 6 カ月以上雇用されているフルタイムの現地従業員（シンガポール市民および永住権保持者）が 3 人以上いる事業者をいう。

認定機関：IRAS

適用期間：適格 R&D 活動の 150%追加控除の適用期限は、2028 賦課年度までである。

[参考]

IRAS：

[e-Tax Guide - Research and Development Tax Measures \(Seventh Edition\)](#)

[e-Tax Guide - Enterprise Innovation Scheme](#)

[Research & Development Tax Measures](#)

II. 関連税制

1. 国際化における二重控除（Double Tax Deduction for Internationalisation :以下、「DTDi」）

DTDi スキームは、企業のさらなる国際化の支援を目的とし、2012 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に、国際市場拡大や投資開発活動のために支出した費用について、200%相当額の控除を認める制度である。以下の九つの適格活動で支出した費用について、エンタープライズシンガポール（Enterprise Singapore : 以下、「EnterpriseSG」）またはシンガポール観光局（Singapore Tourism Board : 以下、「STB」）の事前承認なしで、年間 15 万 S ドルを上限として、200%相当額の控除（二重控除）が認められている。

1. 海外市場開拓のための出張
2. 海外投資調査のための出張
3. 海外の見本市への参加
4. EnterpriseSG または STB により承認された国内見本市への参加
5. EnterpriseSG により承認された仮想見本市への参加
6. EnterpriseSG により認定された製品・サービスの認証取得
7. 海外広告・販促活動
8. 海外市場向けパッケージのデザイン
9. 承認された国内の出版物への広告掲載

また、上記のほか、市場開拓や投資開発に係る適格活動で発生した適格費用で、上記の支出上限を超えるものやその他の適格活動のために発生した支出についても、EnterpriseSG または STB からの事前承認の取得により二重控除が認められる。

ビジネスにとって E コマースは、海外での事業拡大において一層重要な手段となっており、E-コマースを活用したさらなる国際化の推奨を目的として、DTDi スキームの対象範囲を拡大し、E コマース・プラットフォームやサービスプロバイダーに支払う以下の新しい適格活動「E コマースキャンペーン」に係る費用を対象とすることが、2023 年の税制改正で公表された。新しい適格活動に対する DTDi スキームについては、エンタープライズシンガポールの事前承認が必要である。1 カ国につき最長 1 年間の E コマースキャンペーンが対象となる。2023 年 2 月 15 日以降に支出した適格費用に対しては、上記対象範囲が拡大された。

[参考]

IRAS : [Double Tax Deduction for Internationalisation Scheme](#)

EnterpriseSG : [Double Tax Deduction for Internationalisation \(DTDi\)](#)

2. 国外からの配当、ロイヤルティ、利子および役務提供収入に対する課税内容と運用状況

国外源泉所得のうちシンガポールで受け取る所得が課税対象となる。シンガポールで受け取る国外源泉所得については一定の免税範囲があり、国外源泉所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が 15%以上である場合は、シンガポールに送金される配当金、国外支店の所得、シンガポール国外で稼得したサービス収入は免税の適用対象となる。

[参考]

IRAS : [Companies Receiving Foreign Income](#)

3. 国外への配当、ロイヤルティ、利子および役務対価支払いに対する源泉課税内容と申告手続きおよび運用状況

非居住者に対する配当金の支払いは源泉税の対象外である。国内法上、利子については税率 15%で、ロイヤルティについては、税率 10%で源泉税が課税される。非居住法人への支払日の翌々月の 15 日までに、税務当局のウェブサイトが必要情報を入力の上、電子申告を行い、納付することになっている。役務対価については、国内法上、シンガポール国内で提供された役務対価の支払いは、法人税率（現行税率 17%）で源泉税が課税される。

租税条約締結国の居住者への支払い軽減税率の適用を受ける場合には、支払先所在地国の税務署が発行した居住者証明を入手して、当暦年の支払いに係る場合には翌年の 3 月 31 日までに、また、過年度の支払いに係る場合には源泉税の電子申告日から 3 カ月以内に、税務当局へ提出しなければならない。

[参考]

IRAS : [Withholding Tax Filing and Payment Due Date](#)

4. 二国間租税条約

2023年12月31日時点、シンガポールは日本を含む世界93カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルバニア	オーストラリア	オーストリア	バーレーン	バングラデシュ
バルバドス	ベラルーシ	ベルギー	ブルネイ	ブルガリア
カナダ	中国	キプロス	チェコ	デンマーク
エクアドル	エジプト	エストニア	フィジー	フィンランド
フランス	ジョージア	ドイツ	ガーンジー	ハンガリー
インド	インドネシア	アイルランド	マン島	イスラエル
イタリア	日本	ジャージー	カザフスタン	韓国
クウェート	ラトビア	リビア	リヒテンシュタイン	リトアニア
ルクセンブルク	マレーシア	マルタ	モリシャス	メキシコ
モンゴル	モロッコ	ミャンマー	オランダ	ニュージーランド
ノルウェー	オマーン	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア
フィリピン	ポーランド	ポルトガル	カタール	ルーマニア
ロシア	サンマリノ	サウジアラビア	セーシェル	スロバキア
スロベニア	南アフリカ共和国	スペイン	スリランカ	スウェーデン
スイス	台湾	タイ	トルコ	ウクライナ
アラブ首長国連邦	英国	ウズベキスタン	ベトナム	ラオス
ルワンダ	ウルグアイ	カンボジア	エチオピア	ナイジェリア
ガーナ	チェンジア	トルクメニスタン	セルビア	アルメニア
ブラジル	ギリシャ	ヨルダン		

シンガポール法人が税制上居住者とされる（すなわち、経営および管理がシンガポールで行われている）場合、当該企業は租税条約上の恩恵を享受できる。租税条約の適用を受けることにより、シンガポールおよび租税条約締結相手国において利子やロイヤルティなどの一定の所得に対して、軽減税率または免税の適用を受けることができる。

シンガポールは、バーレーン、ブラジル、チリ、香港、オマーン、米国、アラブ首長国連邦とは包括的租税条約を締結しておらず、部分的租税条約を締結している。この部分的租税条約は国際輸送および国際運送分野にのみ適用される。また、バミューダとは租税に関する情報交換協定のみを締結している。

カーボベルデ共和国、ガボン、ケニアとの租税条約は署名済みであるが、未発効の（法的強制力がない）状況である。

[参考]

IRAS : [List of DTAs, Limited DTAs and EOI Arrangements](#)

5. キャピタルゲインへの課税制度の内容

現行ルールでは、原則として、所得がシンガポール国外源泉か、国内源泉かにかかわらず、キャピタルゲインに対して課税はされない。しかし、繰り返し発生する性質などから本業所得とみなされるものは法人税の課税対象となる。例えば、株式トレーディング業者が売買する上場有価証券のトレーディングなどはキャピタルゲインには該当せず、通常の法人税課税の対象となっている。

キャピタルゲインに該当するか、本業所得に該当するかは判断が困難なケースも多かったが、企業が保有する関連会社の株式の売却や処分から生じる利益については、2012年6月1日～2027年12月31日の間、売却や処分前に最低24カ月以上にわたり、20%以上の株式保有率を維持している場合には、キャピタルゲインに該当するとされ、課税所得の対象から除外されることとなった。これに該当しない場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景などによってキャピタルゲインか否かの判定を行うこととなる。

非課税に関連する国際的な租税回避リスクに対応するため、2023年10月に、シンガポール国外資産の売却や処分から生じる利益に対する課税に係るシンガポール所得税法が改正されることが、国会で可決された。本改正は、国際的な基準に沿ったシンガポールにおける税制の主要分野について、シンガポールにおける実質的な経済活動の促進に重点を置いているシンガポール政府の長年の政策と一致するかたちとなる。

本改正により、所得税法に第10L項が追加され、シンガポールに経済的実体のない事業者が、国外資産の売却によりシンガポールで受領する利益に対して課税するという内容が含まれている。第10L項は、2024年1月1日以降に発生する国外資産の売却または処分からの利益について適用されることになる。シンガポールに経済的実体のない事業者が、国外資産の売却や処分から受領する利益がキャピタルゲインに該当する場合も、当該利益はシンガポールで課税対象となる。改正法の適用にあたっては、2023年12月8日付けでIRASよりガイドラインが公表された。

例えば、会計年度が12月31日に終了する事業者が、2023年6月1日に国外資産を売却し、2024年6月1日に、その売却から生じる利益をシンガポールで受領する場合には、当該利益は課税対象外となる。それに対し、国外資産の売却が2024年6月1日に発生し、その売却から生じる利益を2025年6月1日にシンガポールで受領する場合、当該利益は改正法が適用され、2026賦課年度に課税対象となる。ただし、シンガポールに経済的実体がある事業体など、一定の要件を充たした場合、当該利益は課税されない。

国外資産の売却や処分から生じる利益、または、国内資産の売却や処分から生じる利益に該当する場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景等によって課税対象かどうかの判定を行うこととなる。

[参考]

IRAS :

[e-Tax Guide - Income Tax : Tax Treatment of Gains or Losses from the Sale of Foreign Assets Taxable and Non-taxable Income](#)

6. 優遇税制の動向

OECD は 2022 年 10 月、「優遇税制とグローバルミニマム課税 : GloBE ルール導入後における優遇税制の再考」と題する報告書を公表した。本報告書は、GloBE ルール導入後の自国・地域の優遇税制を評価する際の参考資料という位置づけであり、一定規模以上の多国籍企業へのグローバルミニマム法人税率 (15%) と国内トップアップ税の導入 (第 2 の柱) の実施を準備する際に各国・地域が検討すべき事項に言及している。このような国際的な動向を踏まえ、2023 年 2 月、シンガポール予算案で、「税源浸食と利益移転 (BEPS 2.0) に基づく第 2 の柱の導入については、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から導入する方針が発表された。産業界と協議しながら検討を続け、実施前に十分な通知を行うとしている。

OECD は 2023 年 10 月、「ミニマム課税導入ハンドブック」を公表した。本ハンドブックでは、第 2 の柱の制度の主な規定の概要と、各国の税務当局などが、導入時に制度の評価・選択を行う際に考慮すべき事項等を紹介している。第 2 の柱が導入された場合には、シンガポールにおける優遇税制の存続や適用に影響が出る可能性があり、各国の進展状況を今後も注視する必要がある。

[参考]

[OECD 報告書「優遇税制とグローバルミニマム課税 : GloBE ルール導入後における優遇税制の再考」](#)
[OECD 「ミニマム課税導入ハンドブック」](#)